

調査内容

1 世帯員に関する事項 (15項目)

- ① 氏名
- ② 男女の別
- ③ 出生の年月
- ④ 世帯主との続柄
- ⑤ 配偶の関係
- ⑥ 国籍
- ⑦ 現在の住居における居住期間
- ⑧ 5年前の住居の所在地
- ⑨ 在学、卒業など教育の状況
- ⑩ 就業状態
- ⑪ 所属の事業所の名称および事業の種類
- ⑫ 仕事の種類
- ⑬ 従業上の地位
- ⑭ 従業地または通学地
- ⑮ 従業地または通学地までの利用交通手段

2 世帯に関する事項 (5項目)

- ① 世帯の種類
 - ② 世帯員の数
 - ③ 住居の種類
 - ④ 住宅の床面積
 - ⑤ 住宅の建て方
- ※今回の調査では、「家計の収入や種類」「就業時間」の調査項目は廃止されました。
- ・調査票は、A4の大きさ(郵送提出用に対応した3つ折)で、マークシート方式です。
- ・記入力は表・裏の両面です。記入漏れや記入誤りがないか確認のうえ、提出ください。

調査結果

●各種法令に基づく利用

衆議院の選挙区(小選挙区)の画定および議員定数(比例代表区)の改定、地方交付税の交付額の算定基準、都市計画区域の指定など、法令によって国勢調査の人口を用いることになっていきます。

●行政上の施策への利用
国や都道府県・市町村における都市計画などの各種の計画、経済政策、福祉政策、雇用対策、環境整備計画、食料需給計画、防災対策など各種の行政の基礎資料として利用されています。

●学術研究や教育資料への利用
将来人口の推計、出生率などの人口分析、地理学・社会学・経済学などの学術研究のほか、中小学校の社会科学、高校の地理歴史などの教育用資料として利用されています。

※人口速報集計による人口総数の速報結果は、平成23年2月に公表される予定です。その他の集計結果は、以降、順次公表されます。

かたがら調査にご注意

国勢調査員を装った不審な訪問者や不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、速やかにコールセンターなどにお知らせください。



問い合わせ

国勢調査に関し、不明な点などがあれば、コールセンターなどへお問い合わせください。

●国勢調査コールセンター(総務省)

☎0570-01-2010 (ナビダイヤル)

IP電話・PHSの場合: 03-6738-6677

設置期間 平成22年9月11日～10月31日

受付時間 午前8時～午後9時

●埼玉県国勢調査コールセンター

☎050-3786-1013

設置期間 平成22年9月18日～10月24日

受付時間 午前8時30分～午後8時

(土・日・祝日は午後5時15分まで)

なお、企画経営課統計担当(☎内233)でも9月23日(祝)から10月31日(日)の間は、午前8時30分から午後8時まで受け付けします。

ご意見をお寄せください

八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例(2次素案)

市では、市民や開発事業者との信頼・協力のもとに、協働によるまちづくりを進める制度・仕組みを規定するため、皆さんからご意見をいただきながら、段階的に条例(素案)としての精度を上げてきました。このたび、条例(1次素案)に関するご意見を参考に市民等で構成する策定委員会での検討を行い、条例(2次素案)を取りまとめましたので、皆さんのご意見をお寄せください。

1 条例(2次素案)の公表

市役所(840情報資料コーナー)、駅前出張所、八幡図書館、八條図書館、資料館、ゆまにて、文化スポーツセンター、やしお生涯学習館および市のホームページでご覧いただけます。

2 募集期間等

☑10月12日まで(必着)

☑市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を持つ方、土地の権利者など

3 提出方法

「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例(2次素案)に関する意見」と明記(メールの場合は件名に)し、氏名・住所を記入のうえ、窓口、郵送、ファックス(☎997-7310)、電子メール(kaihatsukenchiku@city.yashio.lg.jp)で開発建築課へ

4 提出された意見等の公表

提出された意見等は、市の考え方を付して、内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。類似の意見はまとめて公表することがあります。また、ご意見に対する個別回答はしませんので、ご了承ください。

☑開発建築課☎9322

八潮市自治基本条例(原案)

市では、市民参加の機会拡充、協働体制の確立を図っていくため、市政運営の基本理念や市民と行政の協働によるまちづくりの基本的なルールを定めた自治基本条例の制定を進めています。条例(原案)の作成に当たっては、「八潮市自治基本条例市民検討委員会」から市長に提出された提案書をもとに庁内で検討を行ってきました。このたび、条例(原案)を取りまとめましたので、皆さんのご意見をお寄せください。

1 条例(原案)の公表

市役所(840情報資料コーナー)、駅前出張所、八幡図書館、八條図書館、資料館、ゆまにて、文化スポーツセンター、やしお生涯学習館および市のホームページでご覧いただけます。

2 募集期間等

☑10月12日まで(必着)

☑市内在住・在勤・在学の方、市内で事業や活動を行う方

3 提出方法

「八潮市自治基本条例(原案)に関する意見」と明記(メールの場合は件名に)し、氏名・住所を記入のうえ、窓口、郵送、ファックス(☎995-7367)、電子メール(shiminkyodo@city.yashio.lg.jp)で市民協働推進課へ

4 提出された意見等の公表

提出された意見等は、市の考え方を付して、内容を公表します。その際、住所・氏名は公表しません。類似の意見はまとめて公表することがあります。また、ご意見に対する個別回答はしませんので、ご了承ください。

☑市民協働推進課☎9497